

坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 <u>土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供する物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物の範囲に属さない全てのものをいう。</u></p> <p>(2) <u>事業</u> 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積を行う行為をいう。</p> <p>(3) <u>特定事業</u> <u>埋立て等を行う事業（宅地造成その他の事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 埋立て等の用に供する区域（以下「事業区域」という。）の面積が1,000平方メートル以上であるもの</u></p> <p><u>イ 事業区域の面積が1,000平方メートル未満である</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 <u>土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物を除くものとする。</u></p> <p>(2) <u>土砂等による土地の埋立て等</u> 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積を行う行為をいう。</p> <p>(3) <u>事業区域</u> <u>事業に供する土地の区域をいう。</u></p>

もののうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る事業に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であつて、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が1,000平方メートル以上となるもの

（イ）くぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、1,000立方メートル以上の量の土砂等を用いて地盤面から2メートル以上の高さまで埋立て等を行うものであつて、事業区域の面積が500平方メートルを超えるもの

（市の責務）

第5条 市は、事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、事業に関し、状況の把握、事業の監視、市民からの苦情の処理その他必要な事項について、茨城県と協力してこ

（市の責務）

第5条 市は、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等による土地の埋立て等に関し、状況の把握、事業の監視、市民からの苦情の処理

れに取り組むよう努めるものとする。

(不適正な土砂等による土地の埋立て等の禁止)

第6条 何人も、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第7条第1号に規定する有害物質の基準に適合しない土砂等を使用して、事業を行ってはならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、第8条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) その事業に用いる土砂等について、坂東市役所を中心として20キロメートル圏内に位置する茨城県内の市町から発生したものであり、かつ、一時保管場所及び仮置場等を経由しないものであること。

(2) その事業に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒素、

その他必要な事項について、茨城県と協力してこれに取り組むよう努めるものとする。

(不適正な土砂等による土地の埋立て等の禁止)

第6条 何人も、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第7条第1号に規定する有害物質の基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等による土地の埋立て等を行ってはならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、第8条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質

トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

(3) 当該申請に係る事業に使用される土砂等の埋立て等の構造が当該事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則で定める基準に適合しているものであること。

(5) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(鉛、<sup>ひ</sup>砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

(2) 当該申請に係る事業に使用される土砂等の埋立て等の構造が当該事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) たい積以外の事業にあつては、当該事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。

(4) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第22条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る坂東市行政手続条例（平成17年条例第8号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であ

った者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含  
む。)

オ 第21条又は第23条の規定により命令を受け、その命  
令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が  
法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であっ  
た者を含む。）

カ 事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが  
あると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3  
年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴  
力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下  
「暴力団員等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者  
でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その  
役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人の事業主等であってその役員又は使用人のうちにア  
からキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人の事業主等であってその使用人のうちにアからキま

でのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

2 市長は、前条第1項の許可の申請が前項の基準に適合しているかどうかを判断するために必要があると認めるときは、国、県、市町村、警察署等に対し、調査を依頼することができる。

(土砂等の搬入の届出)

第13条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等である

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、許可をしてはならない。

(1) 第30条第1号又は第2号の罪を犯し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないもの

(2) 第31条第1号、第2号又は第3号の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過していないもの

(土砂等の搬入の届出)

第13条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等である

ことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が汚染されていないこと（当該土砂等が第10条第1項第2号に規定する有害物質の基準に適合する土砂等であることをいう。以下同じ。）を証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

（地質検査等の報告）

第15条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る事業に着手した日から3月ごとの各期間（当該期間内に当該事業を完了し、又は廃止したときは当該期間の初日から当該事業を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壤に有害物質による汚染の状況について地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

（立入検査）

ことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が汚染されていないこと（当該土砂等が第10条第1項第1号に規定する有害物質の基準に適合する土砂等であることをいう。以下同じ。）を証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

（地質検査等の報告）

第15条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から3月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壤に有害物質による汚染の状況についてを行い、その結果を市長に報告しなければならない。

（立入検査）

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、事業を行う者の事務所、事業区域その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(公表)

第27条 市長は、第21条第1項、第2項若しくは第3項、第22条第1項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該公表の対象となる者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(保証金の預託)

第29条 第8条第1項の許可を受けようとする事業主等は、事業の適正な施工を保証し、事業区域及びその周辺の地域にお

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、土砂等による土地の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(公表)

第27条 市長は、第21条第1項、第2項若しくは第3項、第22条第1項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

る災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため、当該許可に係る事業が第2条第3号に規定する特定事業に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に、保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

2 保証金の額は、100万円及び当該事業搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により保証金を預入した事業主等は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとするときについて準用する。この場合において、第1項中「第8条第1項」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

（保証金の用途）

第30条 保証金は、許可事業主等が受けた許可に係る事業を適正に行わず、事業区域及びその周辺の地域における安全が著しく脅かされている状態にあるにもかかわらずその対応を講じないとき又は自然環境及び生活環境等の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じないときに、市が緊急的に行う道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等に要する経費に充てるものとする。

(質権の実行)

第31条 市長は、前条の規定により道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等を行うときは、許可事業主等が保証金を預入した金融機関に対して第29条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により設定した質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の保証金の払戻しを受けるものとする。

(質権設定契約の解除)

第32条 市長は、この条例に基づく許可の申請に対して許可をしないこととしたとき又は第19条第1項の規定による完了の

届出があり、同条第2項の規定による検査の結果、許可の内容に適合していると認めるときは、第29条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第29条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条又は第11条第1項の規定に違反して事業を行った者

(2) 第21条第1項、第2項若しくは第3項、第22条第1項又は第23条第1項の規定による命令に違反した者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条又は第11条第1項の規定に違反して事業を行った者

(2) 第21条第1項、第2項若しくは第3項、第22条第1項又は第23条第1項の規定による命令に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の

罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第14条、第15条又は第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項、第18条第2項、第19条第1項又は第20条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第17条第1項の規定に違反した者
- (両罰規定)

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第14条、第15条又は第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項、第18条第2項、第19条第1項又は第20条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第17条第1項の規定に違反した者
- (両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請を行う事業から適用し、同日前までにこの条例による改正前の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第9条第1項並びに条例第11条第2項により申請書を受理された事業（事業区域の面積が5,000平方メートル以上の事業については茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可の申請書の受理をされたものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

して各本条の罰金刑を科する。